

『パブリックコメント』ってなに？(Q & A)

中標津町では、協働のまちづくりを推進するため、町民の皆さんの意見を募集する「町民意見募集制度（パブリックコメント）」活用を進めています。ぜひ皆さんのご意見をお寄せください。

Q1 「パブリックコメント」って何のことですか？

A 1 パブリック（public）「公衆」とコメント（comment）「意見」という言葉が組み合わされた言葉で、略して「パブコメ」と呼ばれたりします。

中標津町では「町民意見募集制度」という名称で実施しています。

「中標津町自治基本条例」の第9条に、町民の皆さんのが町政に参加する方法のひとつとして位置付けています。

Q2 どうしてパブリックコメントをするんですか？

A 2 「中標津町自治基本条例」では、自治の基本原則として「情報共有」「市民参加」「協働」を大きな柱にしています。

町が町民の生活に影響を与えるような条例や政策などを決定するときは、事前にその趣旨や内容案を公表して意見をいただき、寄せられた意見に対する町の考え方を説明することで、より公正・透明な開かれた行政の推進を図ることを目的として実施します。

Q3 どんなことが町民意見募集（パブコメ）の対象になるんですか？

A 3 町の基本的な方向性を示す計画や条例、町民の皆さんの生活に大きな影響がある制度などを対象としています。

例：総合計画の基本構想や基本計画、子ども・子育て支援事業計画、健康づくり推進計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、自治基本条例、公園条例の一部を改正する条例など

※限られた地区や町民を対象としているものや、町民に直接影響のない行政内部のみに係る条例などは対象外となります。

Q4 誰が意見を提出できるんですか？

A 4 町内に住んでいる人のほか、町内にある職場や学校に通っている人など、中標津町に関係のある方なら誰でも意見を提出することができます。

Q5 パブコメを実施しているかどうかは、どうしたらわかるんですか？

A 5 意見を募集するときは、必ず町の広報紙やホームページで事前にお知らせしています。

意見を募集する案は、町ホームページや役場庁舎、総合文化会館、計根別支所、担当課の窓口にて見ることができます。

Q6 どんな方法で意見を提出したらいいのですか？

A 6 箇条書きや文章にまとめて、担当課に提出してください。

意見の提出方法は、①担当課に持参、②郵送、③FAX、④電子メールの方法があります。※参考様式を町ホームページに掲載しています。

なお、口頭や電話によるものは、内容を正確に記録できないため、必ず書面などで提出していただくことになります。

Q7 意見はどのように書いたらいいのですか？

A 7 意見の書き方の例を紹介します。

その1 ○ページ「■■」について、「△△」を追加してはどうでしょうか。

その2 ○ページ「▲▲」について、表現がわかりにくいので、もっと具体的な表現にした方がよいと思う。

その3 □□については良いと思うが、●●●については課題である。

Q8 匿名で意見を提出することはできますか？

A 8 意見を提出いただく場合は、住所・氏名などの記入が必要です。

町民の皆さんのが「まちづくり」に反映する機会を確保し、「協働」のまちづくりに参加していただいているという意味から、責任ある立場で意見を提出していただくためです。

また、意見の内容を確認させていただく場合もありますので、この点からも氏名などの記入が必要になります。

Q9 提出した意見に対する回答はもらえるのですか？

A 9 寄せられた意見については、担当課が必ず目を通して、それぞれの意見に対する町の考え方を町ホームページで公表します（個別に回答はしません）。

公表する際は、意見提出者の氏名やその他の個人情報は公表されません。

また、募集の趣旨と直接関係のない意見や匿名意見は、パブコメの意見として取り扱いませんので、ご注意ください。

Q10 本当に提出した意見が反映されるんですか？

A 10 必ずしもすべての意見が反映されるわけではありませんが、担当課は、提出された意見を考慮したうえで、条例や政策などの最終的な決定をします。

また、パブコメは公表した案の賛否を問うものではなく、提出いただいた意見を参考に、より良いものにするためのものですので、意見が直接反映されなかつたとしても、町の様々な取り組みの中で、皆さんの意見や提案が生かされることもあります。

お問い合わせ先：政策推進課協働推進係

TEL0153-73-3111 内線327 e-mail kyoudou@nakashibetsu.jp